

中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示及び
中小企業団体の組織に関する法律施行規則第 65 条第 3 号及び第 5 号の規定に
基づき、主務大臣が指定する社債等の一部を改正する告示の制定に際し、
意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 6 年 6 月 7 日
経済産業省中小企業庁
経営支援部経営支援課

経済産業省は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号の
規定に基づき、意見公募手続を実施しないで告示を改正したので、同法第 43
条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公示します。

1. 告示の題名

- (1) 中小企業等協同組合法施行規程（平成 20 年金融庁・財務省・厚生労働省・
農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律施行規則第六十五条第三号及び第五号
の規定に基づき、主務大臣が指定する社債等（平成 19 年財務省・厚生労
働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第 1 号）

2. 根拠法令条項

- 中小企業等協同組合法施行規則第 143 条第 3 号及び第 5 号
- 中小企業団体の組織に関する法律施行規則第 65 条第 3 号及び第 5 号 等

3. 意見公募手続を実施しなかった理由について

中小企業等協同組合法施行規則（平成 20 年内閣府・財務省・厚生労働省・農
林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）及び中小企業団体の組織
に関する法律施行規則（平成 19 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業
省・国土交通省令第 1 号）の改正に伴って当然に必要とされる規定の整理その他
の軽微な変更に係るものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当するた
め、意見公募手続は実施しておりません。

以上